



平成24年4月27日

各 位

会社名 株式会社 デジタルハーツ
代表者名 代表取締役社長 CEO 宮澤 栄一
(コード番号: 3620 東証第一部)
執行役員 風間 啓哉
問合せ先 財務経理本部長
(TEL: 03-3379-2053)

内部統制システム構築の基本方針の一部改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針の一部を下記のとおり改定することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、改定趣旨は組織変更に伴う担当部門の見直しであり、改定箇所には下線を付しております。

記

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役および使用人の職務の執行が法令、定款はもとより社会規範、企業倫理、社内規程に適合することを確保し、適正かつ健全に遂行されるためのコンプライアンス体制を構築する。

代表取締役社長、内部監査室、管理部門は、コンプライアンス体制の整備と問題点の把握に努め、コンプライアンス体制の強化を図るものとする。

また、監査役は、コンプライアンスの状況について定期的に監査を実施し、法令等の違反の抑制、防止に寄与するものとする。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、取締役の職務執行に係る情報について、文書または電磁的媒体に記録し、法令および社内規程に従い、適切に保存、管理する。

また、取締役および監査役から閲覧の要請があった場合には、すみやかに閲覧に供することとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

経営に重大な損失を及ぼすおそれのあるリスクについては、リスクマネジメント規程に基づき関連部門において防止活動を実施するとともに、組織横断的なリスクについては経営会議等において対処方針を検討するものとする。

なお、重大なリスクが顕在化した場合には、代表取締役社長または代表取締役社長が指名する部門責任者を対応責任者とする緊急対策チームを設置し、適時、適切に対応策を講じるものとする。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

毎月1回、定例の取締役会を開催し、重要事項の審議および決定を行うとともに、経営活動の適正化、効率化の観点から、必要に応じて隨時取締役会を開催し、取締役会の機能強化を図るものとする。

5. 当該株式会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、「関係会社管理規程」を定め、同規程及び法令等に基づき子会社の状況に応じて適切な管理、指導等を行うものとする。

また、当社は、原則として各子会社に役員を派遣するとともに、当社の監査役は、当社グループ全体の監査を適切に実施するものとする。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人（補助使用人）を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役が補助使用人を置くことを求めた場合、各取締役との協議の上、専任または兼任による使用人を置くこととする。

また、補助使用人の職務については、取締役から独立性を確保するものとし、人事異動、人事考課等については、監査役会の同意を得た上で決定するものとする。

7. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、取締役会に出席するとともに、経営会議等当社の重要な会議に出席し、取締役および使用人から職務の執行状況について報告を求めるものとする。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、内部監査人および会計監査人と定期的に情報交換、意見交換を行い、相互に連携して監査を実施するものとする。

9. 反社会的勢力の排除に向けた体制

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては、法律に則して断固たる行動をとるものとし、一切の関係を遮断し、それらの活動を助長するような行為を行わないことを基本方針とする。

管理部門を統括対応部門とし、不当要求防止責任者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第14条）を選任し、弁護士・警察等の外部専門機関と連携を図り、反社会的勢力に対して組織的に毅然とした姿勢で対応する体制を整備するとともに、役員および従業員等に対し、教育・研修等により関連法令、規則の内容を周知徹底することとする。

10. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制報告制度に適切に対応するため、代表取締役社長の指示のもと、内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、適宜是正するとともに、金融商品取引法およびその他関係法令等との適合性を確保するものとする。

以上